

「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針（第3期）」の策定について

本市では、平成28年4月施行の京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例（以下「条例」という。）に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」を定め、令和2年度から令和6年度までを第2期推進方針期間として取組を進めてまいりました。

この度、令和6年度末をもって第2期推進方針の推進期間が終了するため、今年度開催した京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会（以下「懇話会」という。）においてお聴きした御意見に基づき、第3期推進方針案を取りまとめましたので御報告します。なお、3月中に第2回懇話会を開催のうえ、策定予定です。

1 第2期推進方針の取組状況

全35項目中 実施済み33項目、継続検討2項目

条例第7条において、推進方針で定めることとする各項目（以下の各表中「項目」欄と対応）

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(1) 新規項目

取組内容及び実施状況（3項目中 実施済み2項目、継続検討1項目）

項目	取組内容	実施状況
(2)	救急搬送等の緊急時に、救急隊員や医療従事者等の要請に応じて、迅速に手話通訳者を派遣する。【実施済】	本人からの要請に応じて、救急隊員や医療機関からの派遣要請による派遣体制を構築し、夜間・休日を含む24時間の派遣調整を実施
	避難所等において、当事者が手話により情報を獲得し、意思疎通を図れる仕組みの整備に向けた検討を進める。【継続検討】	庁内関係課で協議を行い、課題認識を共有。継続して検討が必要
(3)	難聴児やその保護者が早期から適切な支援が受けることができるよう、障害福祉や子育て支援等に従事する市職員に対して、聴覚障害や手話の理解促進に向けた研修会を実施する。【実施済】	障害保健福祉や子育て支援の担当職員が、市職員向け自主研修「手話講座」に参加

(2) 充実項目

取組内容及び実施状況（6項目いずれも実施済）

項目	取組内容	実施状況（充実内容）
(1)	すべての市職員が手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。	・市職員向け自主研修「手話講座」において全国手話検定4級の取得相当のカリキュラムを実施
(2)	当事者の必要に応じて、利用料無料で手話通訳者を派遣する。	・派遣申込受付方法を拡大 ・遠隔手話通訳サービスを開始
	観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介を行う。	・民間事業者（公共交通、文化芸術、保育・教育関係）対象の研修を実施
	公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う。	・研修や連絡調整の機会を捉え、手話通訳者の必要性を周知啓発 ・遠隔手話通訳サービス等を情報提供
(4)	手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、講座受講者を増やすために、ホームページ等で周知を進める。	・講座情報の広報・周知を充実
	手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。	・派遣報酬を改定 ・キャンセル規定を整備

(3) 主な継続項目

取組内容及び実施状況

（継続27項目のうち、内容を充実した2項目及び継続検討1項目）

項目	取組内容	充実内容等
(1)	ホームページ、リーフレット、マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進【実施済】	・市長記者会見、新型コロナウイルス関連市長メッセージ等において手話動画での情報発信 ・「手話言語の国際デー」（9月23日）に京都市本庁舎塔屋のブルーライトアップを実施
(2)	市や市会における手話での情報取得等の機会の拡大【実施済】	・区役所等に配置している手話通訳者が不在の場合、他の区役所等の手話通訳者がタブレット端末を利用し、手話通訳できるサービスを実施
	新たな技術を活用した情報取得等の手段の導入に向けた検討【実施済】	
(3)	学生や市民の手話ボランティア（軽易な内容についての通訳や、手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。）による支援のコーディネートについて検討する。【継続検討】	・聴覚言語障害センター等におけるコーディネート機能に加え、若年層の手話通訳養成講座受講者増加の取組との連動を意識した、より効果的なつなげ方を継続して検討が必要

2 第3期推進方針（案）の概要

(1) 推進期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

(2) 実施内容

条例第7条において、推進方針で定めることとする項目	項目数
(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること	—
① 当事者との関わりを通じた手話に触れる機会の提供【新規項目追加】	2
② ホームページ、リーフレット、マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進【新規項目追加】【充実】	3
③ 市民等が手話を学習する機会の提供	3
④ 児童生徒に向けた学校教育の場での理解促進	7
(2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること	—
① 手話による情報取得等に関する支援の促進	3
② 市や市会における手話での情報取得等の機会の拡大【充実】	6
③ 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大	5
④ 新たな技術を活用した情報取得等の手段の導入に向けた検討	1
(3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること	—
① 当事者（聴覚に障害のある乳幼児、児童生徒含む）やその家族等への啓発及び情報提供【充実】	2
② 当事者及びその家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進	3
(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。	—
① 手話通訳者確保に向けた養成事業の充実【充実】	1
② 手話通訳者が活動しやすい環境の整備	1
計	37

ア 新規項目（2項目）

項目	取組内容
(1)	幅広い団体等が連携した手話の認知度向上プロジェクトチームを結成し、プロジェクトチーム発案による啓発プロジェクトを実行する。
	啓発プロジェクトと連動した有志チームによる情報発信を行う。

イ 充実項目（４項目）

項目	項目名
(1)	市ホームページ内に開設している手話に関するページについて、啓発プロジェクトと連動し、手話に関する情報発信を充実する。
(2)	避難所等において、当事者が手話により情報を獲得し、意思疎通を図れる仕組みの整備に向けて、他都市の取組事例の情報収集を行い、それらを参考として、本市における具体的取組を検討・実施する。
(3)	難聴児やその保護者が早期から適切な支援を受けることができるよう、障害保健福祉や子育て支援等に従事する市職員に対して、聴覚障害や手話の理解促進に向けた研修会を実施する。
(4)	手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、ホームページ等での周知に加え、とりわけ若年層の講座受講者を増やすために効果的な方策を検討・実施する。

ウ 継続する取組

充実項目のほか、第２期推進方針に定める３３項目（継続検討を含む。）は、第３期推進方針においても、引き続き取り組む。

※ 第３期推進方針（案）については別紙１参照

３ 懇話会の開催経過及び今後の予定

令和６年３月	第２期に係る取組の進捗報告及び意見聴取
令和６年１２月	第３期推進方針に係る意見聴取（１回目）
令和７年３月（予定）	第３期推進方針に係る意見聴取（２回目）及び策定

別紙１	第３期推進方針（案）
別紙２	条例及び懇話会の概要

京都市手話言語がつなぐ心豊かな
共生社会を目指す条例に基づく
手話に関する施策の推進方針（案）
（第 3 期）

令和 7 年 3 月

京都市

I 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例について	1
II 施策の推進方針について	2

[用語説明]

当事者 : ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者等聴覚に障害のある方で、手話を必要とする方。

ろう者 : 耳が聴こえない方で、手話を第一言語とする方。

中途失聴者 : 病気などにより、人生の途中で耳が聴こえなくなった方。

難聴者 : 聴こえにくい、聴力が残っている方。

* 個人によって聴こえの程度は様々である。また、当事者のうちすべての方が必ずしも手話を獲得または習得しているわけではない。

手話の「獲得」: 手話を第一言語として最初に身につけること。

手話の「習得」: 第一言語として別の言語を身につけたうえで、手話を言語として身につけること。

I 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」について

1 条例の概要

平成28年3月、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」（以下「条例」という。）が市会議員全員により提案され、全会一致で可決のうえ制定、4月1日から施行されました。

本条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的として、制定したものです。

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が音声言語と同様にコミュニケーションに不可欠な言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを条例の基本理念とします。
- (2) 本市、市民、事業者が条例の基本理念を共有し、共に取り組むため、「本市の責務」、「市民の役割」、「事業者の役割」について定めます。
- (3) 本市、市民、事業者がもてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、「観光旅行者その他の滞在者への対応」について定めます。
- (4) 手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」について定めます。
- (5) 手話に関する施策等に、手話を必要とする方やその関係者等の意見が反映されるよう、当事者の方の意見を聴くため、「推進方針等についての協議の場」について定めます。
- (6) 学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供等手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進するため、「学校における理解の促進等」について定めます。

また、平成26年5月、京都市会において手話言語法の制定を求める意見書が可決され、国に提出されています。本条例には、京都市が取組を進めることによって、国における手話言語法制定の機運を醸成する意味も込めています。

II 施策の推進方針について

1 推進方針の概要

条例第7条第1項に基づき、手話が音声言語と同様にコミュニケーションに不可欠な言語であることの理解促進のため、また、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が、手話によるコミュニケーションを円滑に図ることができるようにするため、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、条例第7条第2項に掲げる次の事項について、施策の推進方針（取組の方向性及び取り組む施策と具体的内容）を定めます。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

条例第8条により、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴く場として設置した、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」における議論を基に、平成29年4月から令和2年3月までを取組期間とする第1期推進方針、令和2年4月から令和7年3月までを取組期間とする第2期推進方針を策定しました。

今回、第2期推進方針に掲げた具体的取組の進捗状況を踏まえ、同懇話会で議論いただき、第3期推進方針を策定するものです。

2 推進方針の取組期間

この推進方針の取組期間は、令和7年4月から令和12年3月までの5年間とします。令和12年度以降の取組方針等については、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」において、改めて議論します。

3 取組の方向性及び取り組む施策と具体的内容

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること

ア 取組の方向性

手話に対する理解、とりわけ手話言語条例そのものや手話が言語であることへの認知度向上に未だ課題が残る中、当事者と関わりながら手話の意義や役割への理解を深めるとともに、手話に気軽に触れ体験できる機会を、市民に対し様々な形で提供する。そのうえで、手話に関心を持った市民に対しては、手話を本格的に学習する機

会の提供や、サークル等を紹介する。

また、次世代を担う児童生徒に対しては、学校教育の場において、手話への理解を進めることが重要であるため、当事者との手話の体験・交流学习や市立学校教職員を対象とした手話研修等を実施する。

イ 取り組む施策と具体的内容

- ① 当事者との関わりを通じた手話に触れる機会の提供
 - a 幅広い団体等が連携した手話の認知度向上プロジェクトチームを結成し、プロジェクトチーム発案による啓発プロジェクトを実行する。【新規】
 - b 区民ふれあいまつり等のイベントにおいて、当事者から手話を学び、体験できるブースを出展する。【継続】
- ② ホームページ、リーフレット、マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進
 - a 市ホームページ内に開設している手話に関するページについて、①aの啓発プロジェクトと連動し、手話に関する情報発信を充実する。【充実】
 - b 手話の意義や聴覚障害の特性を説明するとともに、手話を学ぶ方法（手話講座や自主的サークル等）を紹介したリーフレットを作成する。【継続】
 - c ①aの啓発プロジェクトと連動した有志チームによる情報発信を行う。【新規】
- ③ 市民等が手話を学習する機会の提供
 - a すべての市職員が、手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。【継続】
 - b 手話に触れたことのない市民向けの手話体験の講座を開催する。【継続】
 - c 初めて本格的に手話を学習する市民向けの手話講座の定員を拡充する。【継続】
- ④ 児童生徒に向けた学校教育の場での理解促進
 - a 聾学校と市立学校の児童生徒の交流学习を実施する。【継続】
 - b 学校において、当事者との手話の体験・交流学习（ほほえみ交流活動支援事業※）や手話学習への講師派遣事業を実施する。【継続】

※ 障害や障害のある人に対する理解促進を図る福祉教育・啓発事業（手話や車いす体験など）を、障害者団体と学校が協働で実施する市の取組

 - c 児童・生徒向けの手話について学ぶリーフレットを作成し、市立学校に配布する。【継続】
 - d 学校教育の場で、手話学習の教材として教職員が活用できるビデオ教材を作成する。【継続】
 - e 市立学校教職員を対象とした研修に手話に関する内容を取り入れる。【継続】
 - f 総合教材ポータルサイト※において、手話研修の映像を掲載するとともに、手話辞典や手話動画サイトを紹介する。【継続】

※ 教材や学習指導案等、授業で活用できる資料や研修・授業映像等、校内での研修や教職員の自己研鑽に活用できる映像や情報等を集約した市立学校園教職員専用サイト

g カリキュラム開発支援センター※に手話関連資料を配架するとともに貸出を行う。【継続】

※ 教員の研究・研修施設である総合教育センター内に開設する市立学校教職員の自主的・自発的な研修を支援するための施設。教育資料や書籍の貸出等を行い、学校での授業づくりをサポートするセンター。

(2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。

ア 取組の方向性

手話を必要とする人が、可能な限り手話により情報を取得、または、コミュニケーションをすることができるよう、ソフト・ハード両面における環境の整備を進める。

イ 取り組む施策と具体的内容

① 手話による情報取得等に関する支援の促進

a 当事者の必要に応じて、利用料無料で手話通訳者を派遣する。【継続】

b 京都市聴覚言語障害センターにおいて、手話通訳等の派遣コーディネイト、手話の入った視覚資料の貸出を行う。【継続】

c 救急搬送等の緊急時に、消防隊員や医療従事者等の要請に応じて、迅速に手話通訳者を派遣する。【継続】

② 市や市会における手話での情報取得等の機会の拡大

a 区役所等、当事者が利用する機会の多い窓口に、手話通訳者を配置する。【継続】

b 区役所等に配置している手話通訳者の不在時の当事者への対応について、タブレット端末を活用した他区役所の手話通訳者による通訳を継続する。【継続】

c 市ホームページに掲載している行政情報について、手話及び字幕による情報発信を促進する。【継続】

d 市主催イベントにおけるステージ等への手話通訳の配置を促進する。【継続】

e インターネット議会中継に手話通訳を導入する。【継続】

f 避難所等において、当事者が手話により情報を獲得し、意思疎通を図れる仕組みの整備に向けて、他都市の取組事例の情報収集を行い、それらを参考として、本市における具体的取組を検討・実施する。【充実】

③ 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大

a 観光案内所をはじめとする観光事業者や「京都観光おもてなしコンシェルジュ※」に対して、手話への理解を深める発信を行う。【継続】

※国際観光都市・京都として質の高い「おもてなし」で観光客の皆様をお迎えいただくために京都市から任命された方。

- b あいさつや観光客をおもてなしするための簡単な会話等の手話を記載した手話イラスト集を作成し、観光事業者等に情報発信を行う。【継続】
 - c 観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介を行う。【継続】
 - d 公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における、手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う。【継続】
 - e テレビやホームページ等における手話による情報提供を促進するため、関係機関への働きかけを行う。【継続】
- ④ 新たな技術を活用した情報取得等の手段の導入に向けた検討
- a タブレット端末等のテレビ電話機能を活用した遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段について、情報収集を行いながら、導入について検討する。【継続】

(3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。

ア 取組の方向性

当事者及びその家族等の関係者に対して、手話の意義や、手話の獲得又は習得の手段について、必ずしも十分に啓発や周知ができていない状況を踏まえて、手話への理解を深めるとともに、手話を獲得及び習得しやすくなるよう、またコミュニケーションの手段として手話を選択しやすくなるよう環境の充実を図る。

イ 取り組む施策と具体的内容

- ① 当事者（聴覚に障害のある乳幼児、児童生徒を含む。）やその家族等への啓発及び情報提供
 - a 医療機関や福祉施設等の関係機関の協力のもと、手話の意義や、手話の獲得又は習得を希望する場合の相談先等の情報を、市ホームページ、リーフレット等により提供する。【継続】
 - b 難聴児やその保護者が早期から適切な支援を受けることができるよう、障害福祉や子育て支援等に従事する市職員に対して、聴覚障害や手話の理解促進に向けた研修会を実施する。【充実】
- ② 当事者及びその家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進
 - a 要約筆記を併用しながら手話を学ぶことのできる、中途失聴者、難聴者及びその家族等を対象とした手話講座を実施する。【継続】
 - b 京都市聴覚言語障害センターにおいて、当事者の相談、検査、指導及び訓練等を行う。【継続】
 - c 学生や市民の手話ボランティアによる支援（軽易な内容についての通訳や、手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。）のコーディネート

について検討する。【継続】

- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

ア 取組の方向性

当事者の社会参加の拡大に伴う、手話通訳者派遣のニーズの増加を踏まえ、手話通訳者のさらなる確保に向け、養成事業等、「入口」を広げる施策を充実するとともに、活動を継続しやすくするための環境整備を進める。

イ 取り組む施策と具体的内容

- ① 手話通訳者確保に向けた養成事業の充実
 - a 手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともにホームページ等での周知に加え、とりわけ若年層の講座受講者を増やすために効果的な方策を検討・実施する。【充実】
- ② 手話通訳者が活動しやすい環境の整備
 - a 手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。【継続】

4 懇話会での推進方針の進捗状況の点検等

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」の推進や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」の制定・施行や、「手話に関する施策の推進に関する法律案」といった国の動向との調和も踏まえ、推進方針に定めた具体的取組について、毎年度、京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会において進捗状況の把握や新たな展開等の点検を行います。

1 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例について

本市においては、平成28年3月に「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例が、市議員全員により提案され、全会一致で可決のうえ制定され、同年4月1日から施行している。

手話言語条例は、相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会の実現を目的とし、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念や、本市、市民及び事業者の役割、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための施策の基本となる事項などを定めている。

2 手話言語条例における手話に関する施策の推進方針について

手話言語条例第7条第1項において、市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」を定めることとし、同条第2項において次に掲げる事項を定めることとしている。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会について

手話言語条例第8条において、市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聞くための協議の場を設けることが定められており、本市においては、このための「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」を設置している。

<委員一覧（敬称略、50音順）>全16名（令和7年2月時点）

阿野大次郎	特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会
石神博行	京都手話学習会「みみずく」会長
戌亥慎吾	京都市PTA連絡協議会会長
上田晶子	聴言センター家族会
國重初美	京都市小学校長会副会長
栗林純子	京都市要約筆記サークル「かたつむり」広報局長
黒木茉紘	立命館大学手話サークル「歩む会」代表
齊藤百音	市民公募委員
櫻井陽子	京都市聴覚言語障害センター所長
柴田浩志	全国手話研修センター事務局長
高井小織	京都光華女子大学准教授
高山正紀	京都市聴覚障害者協会副会長
竹本明史	京都府立豊学校校長
谷淵啓	社会福祉法人京都市社会福祉協議会事務局次長
藤岡寿子	京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ
星田真理子	京都手話通訳問題研究会市内班